

6/29 日付

# 参院選 2019

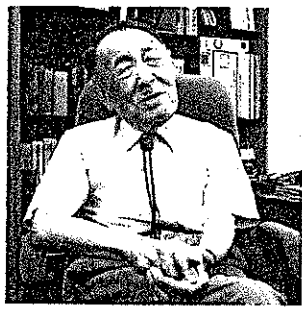
# 改憲進めるか、止めるか

## 争点チェック

### ① 憲法

「あの判決は、法律に従って裁判をやっただけのこと。良心の問題だ」

一九七三年、札幌地裁の「長沼ナイキ基地訴訟」一審判決で、「自衛隊は憲法九条違反」との判決を裁判長として下した弁護士福島重雄さん(心)富山市は、そう振り返る。



自衛隊の憲法明記案を「9条本来の条項とつじつまが合わない」と話す福島重雄さん(富山市)

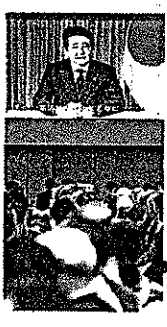
「あの日」基地建設計画に対し、原告の住民が、自衛隊は違憲などと訴えた訴訟。判決は「自衛隊は九条二項が保持を禁じる『陸海空軍』という『戦力』に該当する」と判示。さらに、有事の際に基地は最初の攻撃目標になるため、憲法前文の「平和のうちに生存する権利」(平和的生存権)が侵害される可能性があるとした。

二審の札幌高裁、最高裁は住民の訴えを認めず、基地は建設された。福島さんはその後、家裁などを転々とし、「冷や飯」を食わされ続ける形に。それでも、自らの判決について「現行憲法である限り、結論は同じ」と主張は揺るがない。憲法に忠実な司法人生を貫いてきた福島さんから見

憲法学者らによる「96条の会」が発足し、「改憲の裏口入学」と批判。与野党からも要件緩和に反対の声。野党は「立憲主義を無視した強硬な閣議決定だ」と反対。安保法に反対する集会やデモが国会前など各地で行われ、「憲法9条違反」と訴える。法学者らが「改憲自体が目的であるかのように、憲法を軽んじる言辞を繰り返すべきではない」と批判。立民など野党4党は安倍政権下の改憲反対で一致。自民党は26日閉会の通常国会で憲法審査会に改憲案を提示できず。

- 2013 (年) 首相が憲法96条が定める改憲の発議要件の緩和に意欲
- 14 安倍政権が解釈改憲で集团的自衛権の行使を容認
- 15 集团的自衛権を行使できるようにする安保関連法が成立
- 17 首相が憲法に自衛隊を明記して20年施行を目指す」と表明
- 18 自民党が改憲4項目をまとめ、9条の2を新設し自衛隊を明記
- 首相が集会にビデオメッセージを寄せ、20年の新憲法施行に「その気持ちに変わりはない」と意欲
- 20 首相が新憲法施行を目指す年に

### 改憲を目指す安倍首相と 反対の動き



て納得しがたいのが、安倍晋三首相の改憲論だ。首相は第二次安倍政権発

参院選 改憲勢力が3分の2を維持すれば加速、割れば歯止め

閣連法も成立させ、地球規模で米軍を後方支援できるようにした。自衛隊の活動を違憲の疑いが濃い範囲にまで広げた上で、今、自衛隊違憲論をなくすという理由で自衛隊の存在を書く改憲を主張している。福島さんは「違憲状態を先行させ、後になって『憲法に合わない』と言う。最初から憲法を守る気がないのではないかと疑問視。九条二項を残し、自衛隊を明記する自民党案も『九条本来の条項とつじつまが合わない』と批判する。首相は政権発足直後は、改憲発議の要件を衆参両院議員の三分の二から『過半数』に緩める九六条改憲を目指していた。中身を問わず、在任中に改憲を実現したい思いが強い。今回の参院選でも、二〇二〇年の新憲法施行を念頭に「早期

の憲法改正」を掲げ、国会の憲法審査会での議論に向きかどうかを判断基準に挙げた。参院選の結果、改憲勢力が三分の二以上の議席を維持すれば議論に向きな政党が支持されたとして、批判を押し切って改憲原案を国会に提出するなど、来年の新憲法施行に向けてギアを上げる可能性が高い。三分の二をわずかに下回る程度の結果でも、選挙後改憲に理解を示す野党議員を個別に抱き込み、三分の二の回復を目指すとみられる。逆に、改憲勢力が三分の二を大きく下回れば、首相の改憲戦略には確実に歯止めがかかる。有権者は、そのいずれを選ぶのか。七月二十一日に答えが出る。(村上 一樹)

他国を武力で守る集团的自衛権行使を容認。安全保障

七月四日公示、二十一日

投票の参院選は、憲法、くらしと年金、外交、原発・エネルギーが主要争点。私たちは何を選択するか、争点ごとに考える。